



## 「総則」から独立した「総合的な学習」・その1

新年度までに、本校における「総合的な学習」のカリキュラムを再検討します。内容・評価等について、これまでの本校の実践の成果を踏まえたものにしていきたいと思えます。

そこで「総合的な学習」の全体計画や本校の教育内容等を検討する際に参考になることを綴ってみることにします。

さて「総合的な学習」の時間は、1998年（平成10年）改定の『学習指導要領』において、まさに鳴り物入りで登場しました。しかし、当時の「総合的な学習」の記述は『小学校学習指導要領』の「総則」に触れられているだけでした。

あれから10年。今回の『新小学校学習指導要領』（2011年完全実施）での「総合的な学習」の位置付けは、「第5章」として独立し<格上げ>されています。このことについて、平成20年8月発行の文部科学省著『小学校学習指導要領解説・総合的な学習編』（以下、『解説書』と略す）において、次のように述べています。

これまで総則において、総合的な学習の時間の趣旨やねらいなどについて定めてきた。しかし、今回の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し新たに第5章として位置付けることとした。

『解説書』7p

要するに、今回の改訂で「総則」→「第5章」へと<格上げ>になったのは、今までよりも「教育課程における位置付けを明確に」し「指導の充実を図るため」というわけです。それにしても、なぜ、今、こういう「明確・充実」が必要なのでしょう。そのわけを『解説書』から取り出して紹介してみたいと思えます。

### 失敗だったのか？

平成14年の学習指導要領全面実施以降、総合的な学習の時間の成果は一部で見られてきたものの、実施に当たっての難しさも指摘されてきた。例えば、各学校において目標や内容を明確に設定していない、必要な力が児童に付いたかについて検証・評価を十分に行っていない、教科との関連に十分配慮していない、適切な指導が行われず教育効果が十分に上がっていないなど、改善すべき課題が少なくない状況にあった。（同書、3p、下線は尾形）

まあ、要するに、現場はこの新カリキュラムの導入で大変混乱したのです。

でも、それは「現場の教師が<総合的な学習>を無視しようとした」からこういう結果になったのではなくて、「教師たちが<総合的な学習>の時間を自分なりに工夫してやればやるほど、なんら子どもの成長にとってプラスになっていないように感じる」からこそ、いつの間

かこの「時間」が形骸化してきたのではないのでしょうか。私はそう思っています。

そして 2003 年の『学習指導要領』の一部改正では「全体計画の作成」などの具体的な指摘が追加されることになったのです。

さて、そうしてなんとか進めてきた「総合的な学習」ですが、現場はなかなかうまくいきませんでした。

でも『解説書』では「導入は失敗だった」とは言っていません。言えません。

逆に「もっとちゃんとやってくれ！」ということで「第 5 章に格上げ」となったわけなのです。

## 総合的な学習の時間の課題

では、現場のどこが不十分だったのか、どうすればいいと言っているのでしょうか。

2008 年の中央教育審議会の答申では、「総合的な学習の時間の課題」について以下のような指摘をしています。

- ・総合的な学習の時間の実施状況を見ると、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られる。また、小学校と中学校とで同様の学習活動を行うなど、学校種間の取組の重複も見られる
- ・こうした状況を改善するため、総合的な学習の時間のねらいを明確化するとともに、子どもたちに育てたい力(身に付けさせたい力)や学習活動の示し方について検討する必要がある
- ・総合的な学習の時間においては、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりしている例も見られる。そこで、関連する教科内容との関係の整理、中学校の選択教科との関係の整理、特別活動との関係の整理を行う必要がある(同書、4p)

以上を、私の単刀直入な感じで捉えて解釈してみると、

- ・当初の趣旨・理念が達成されていない→当初の趣旨を再度現場に徹底させろ
- ・小中の内容で重なりがある→小中の役目をしっかり分けろ
- ・身につけさせたり力がはっきりしていない→身につけたい力を明確に示して指導しろ
- ・学習活動が示されていない→ある程度、例を示してやれ
- ・教科の補充学習になっている→総合を教科の補充学習にするな
- ・運動会の準備にもなっている→総合の時間に運動会の準備をするな
- ・「総合的な学習」は「なんでもあり」になっている  
→教育課程の関連をはかりながらきちんと整理しろ

などでしょう。

しかし、ここで指摘されるようなことが本当にあるのでしょうか。少なくともうちの学校では「運動会の練習や準備」を「総合」にしたこともないし、「単なる教科の補充学習」を「総合」にしたこともありません。だがしかし、いくつかの指摘は「もっともだ」と思えるものもあることも認めなければならないでしょう。

今回の改正で時間数減(105 時間から 70 時間)となり、ますます効果的な指導が求められるのは事実です。

審議会答申では「(2) 改善の具体的事項」として以下の 10 点を示しています。

## 改善の具体的事項(『解説書』5～6 p より)

こうした改善の基本方針を受けて、改善の具体的事項は次のように整理され示された。

- (ア) 総合的な学習の時間のねらいについては、小・中・高等学校共通なものとし、子どもたちにとっての学ぶ意義や目的意識を明確にするため、日常生活における課題を発見解決しようとするなど、実社会や実生活とのかかわりを重視する。また、総合的な学習の時間においては、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、**探究的な活動**を行うことをより明確にする。
- (イ) 学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善するため、総合的な学習の時間において育てたい力の視点を例示する。その際、例示する視点は、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどとする。
- (ウ) 各学校において、総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を、子どもたちの実態に応じて明確に定め、どのような力が身に付いたかを適切に評価する。
- (エ) 学習活動の例示については、小学校では地域の人々の暮らし、伝統や文化に関する学習活動、中学校では職業や自己の将来に関する学習活動などを例示として加える。
- (オ) 小学校において、国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や**探究的な活動**を通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるように配慮する。
- (カ) 小学校において、情報に関する学習を行う際には、問題の解決や**探究的な活動**を通して、情報を受信し、収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるよう配慮する。
- (キ) 中学校において、職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や**探究的な活動**を通して、自己の生き方を考えるなどの学習活動が行われるよう配慮する。
- (ク) 互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換など、他者と**協同して**課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、言語により分析し、まとめ・表現する問題の解決や**探究的な活動**を重視する。その際、中学校修了段階において、学習の成果を論文としてまとめることなどにも配慮する。
- (ケ) 各学校における総合的な学習の時間の学習活動が一層適切に行われるよう、効果的な事例の情報提供やコーディネートの役割を果たす人材の育成、地域の教育力の活用などの支援策の充実を図り、十分な条件整備を行う必要がある。
- (コ) 教育委員会の指導、助言の下、各学校においては、総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえた適切な学習活動が行われるよう、学校全体として組織的に取り組み、指導計画や指導体制、実施状況について、点検・評価することを推進する。

今回の改定で「総合的な学習の目標」に新たに付け加えられた言葉が、「探求的な学習」「協同的」という言葉です。『現学習指導要領・総則』にあった「ねらい」から次のような「目標」となっています。

### 第1 目標

横断的・総合的な学習や**探究的な学習**を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、**協同的**に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

※

今回はこれまで。

ただし、次回があるかどうか…気分次第ですので…ストレスをためない程度にやっています。(^^)

